

令和3年11月19日

内閣府副大臣
大野 敬太郎 様

埼玉県知事 大野 元裕

土砂の堆積等の規制に関する法整備等を求める要望

近年、我が国は、地震や台風・豪雨など、多くの自然災害に見舞われており、その被害も激甚化しています。そうした中、本年7月には静岡県熱海市における記録的な大雨の際、上流部の盛土の崩落が原因と考えられる土石流が発生し、26名が死亡、1名が依然行方不明という甚大な被害をもたらしました。

本県でも、令和2年7月25日に秩父市田村で河川の閉塞等を伴う盛土の崩落が発生し、行政代執行により土砂の撤去・再崩落防止等の措置を行いました。その費用は一部しか回収できていません。

この盛土の堆積者に対しては、本県が独自に制定している「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」に基づいて指導や措置命令を行いました。条例で定められる罰則は地方自治法で上限（懲役2年以下又は罰金100万円以下）が規定されているため、十分な抑止力とならない状況です。

また、建設工事等で発生した土砂は都道府県を越えた移動があることから、悪質な盛土を防止するためには、法令による全国一律の規制が必要です。

つきましては、下記の要望について、適切かつ迅速な対応を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 土砂災害の防止に資するため、建設工事等から発生する土砂の発生者責任を明確にするとともに、その発生から処分に至るまでの流れを管理し、自治体においても情報を共有できる仕組みを設けること
- 2 土砂の搬入・埋立等について、法令で規制し、全国統一の基準により許可制とすること
- 3 発生者を含め、不適正な土砂の堆積等を行った者に対して、廃棄物処理法と同程度の命令が行えるようにするとともに、罰則についても抑止力が働くよう、厳しい内容とすること
- 4 新法の規定違反については、建設業法や廃棄物処理法の許可取消し要件とすること
- 5 最終的な解決手段である行政代執行の自治体負担を軽減するための財政支援制度を創設すること
- 6 土砂の無許可の埋立や投棄を防止するため、デジタル技術を活用して埋立て・投棄行為等を監視できるシステムの構築について検討すること